2023年 6月 第131号



## 產業文化通信

JCI產業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行 東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6 階

電話:03-3525-4838



毎年一回、外国人技能実習機構にご提出が課されている「実施状況報告書」に関しましては、お忙しい中、様々な書類のご提出やご捺印等を頂き、誠に有難うございました。期限内に無事全社様の報告書の提出を致しました。

今後も組合員様のお役に立てる様、技能実習法に則った制度の適正な運営に努めて参りますので協力の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

## 新たな国籍の技能実習生

組合員様からの様々なニーズに対応するため、技能実習生を招聘する国の拡大を検討しております。

- インドネシア(2023年3月10日、3社様の第一期生が入国致しました。)
- ・バングラディッシュ(契約済み)、ネパール(送出機関視察終了。実習生の受入れについて準備を進めております。)

今後、当組合では現在扱っている6カ国(ベトナム、中国、フィリピン、タイ、カンボジア、ミャンマー)から9カ国に対応出来る予定でございます。「このような実習生を受け入れたい。」等、是非お気軽にご相談下さい。多くの国から貴社に合う国の技能実習生をご提案致します。









※上記写真は5月に行いました組合理事長のネパール送出機関視察の模様です。

## 技能実習から特定技能への移行対象職種

技能実習生を特定技能として引き続き自社で受け入れたいとのご要望が有りながら、移行対象職種でないため出来ない状況が多々ございました。「建設分野」については既に業務区分が変更され実習生の全職種において特定技能への移行が可能になりました。

合わせて「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」についても業務区分の統合がなされ、 今まで特定技能を諦めていた製造業の企業様でも技能実習生からそのまま特定技能へ移行できるよ うになりました。(※注:特定技能を開始する場合、事前に経済産業省の「製造特定技能外国人材受入 れ協議会」にご加入する必要がございます。一部未整備の職種がございます。)

また今までは「ダイカスト」で実習を修了した者は「ダイカスト」の仕事のみ しか行う事が出来ませんでしたが、新区分では同区分内の仕事(例:金属プレス加工、 機械加工、溶接、塗装ほか)も行う事ができるようになり、より柔軟な内容と なっております。

